

長岡市告示第 197 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき委託した収納事務の委託を解除し、又は収納事務の実施場所を変更したので同条第 4 項の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

長岡市長 磯 田 達 伸

- 1 委託した事務の内容
長岡市指定ごみ袋等取扱い及びごみ処理手数料収納事務委託
- 2 収納事務の委託を解除し、又は収納事務の実施場所を変更した事業者の名称、所在地等
別表のとおり
- 3 収納事務の委託を解除し、又は収納事務の実施場所を変更した日
別表のとおり

別表

収納事務の取扱いを廃止する事業者

受託者 番号	名称	所在地	代表者	業務の実施場所	委託終了期日	備考
D012100	樋山畳店	長岡市中之島 中条 丙 566 番 地	樋山ハルミ	樋山畳店	令和 7 年 3 月 31 日	契約解除